



建設コンサルタント業務等の入札・契約 手続き及び品質確保対策の試行について

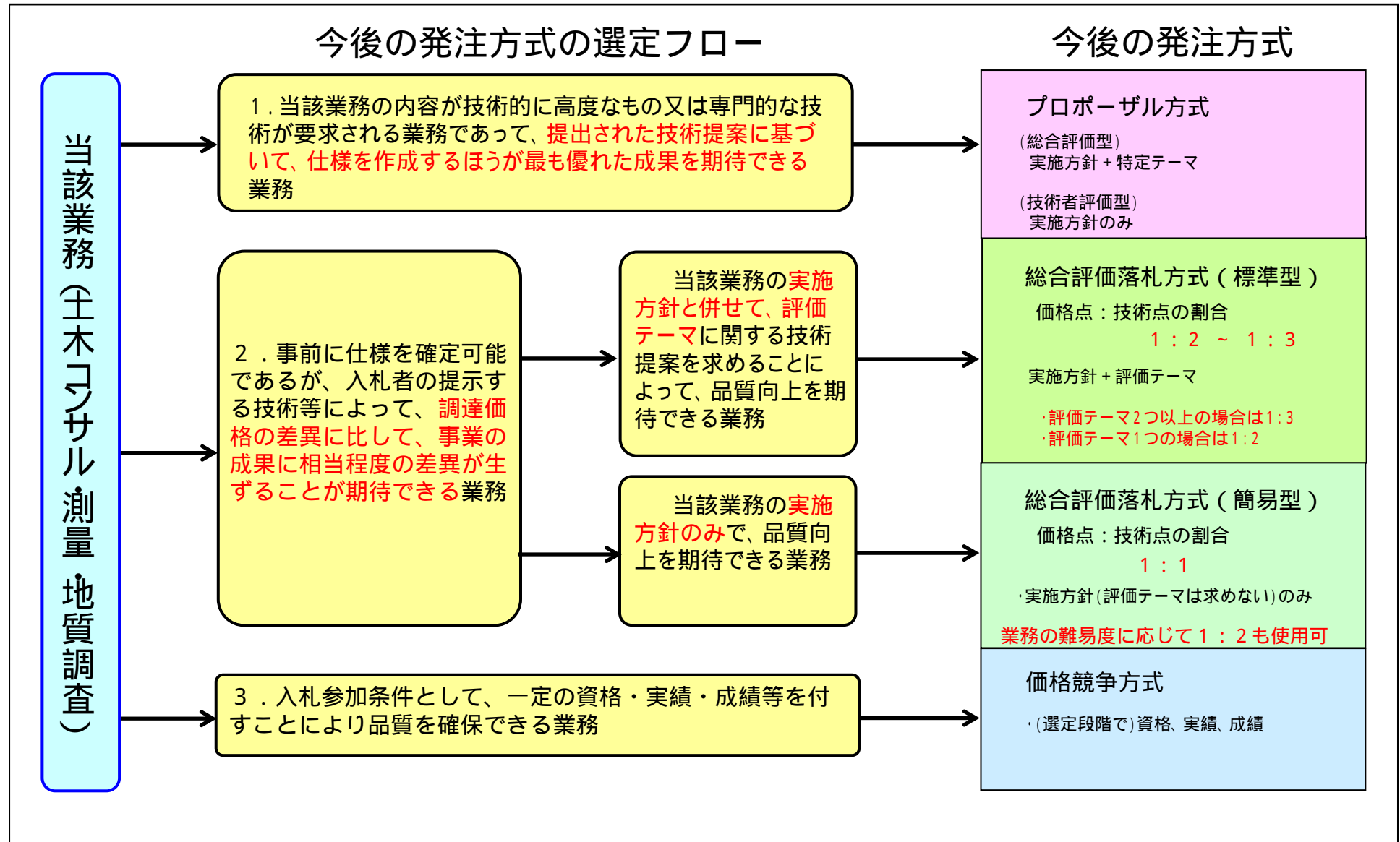
平成21年 11月

北陸地方整備局 企画部 技術管理課

建設コンサルタント業務等に関する入札・契約方式

競争入札	価格競争	指名競争入札	価格
		簡易公募型競争入札	価格
		公募型競争入札	価格
	総合評価 落札方式	一般競争入札 発注者支援業務等	価格 + 技術力
		簡易公募型競争入札	価格 + 技術力
		公募型競争入札	価格 + 技術力
随意契約	プロポーザル方式	標準プロポーザル	技術力
		簡易公募型プロポーザル	技術力
		公募型プロポーザル	技術力

プロポーザル方式及び総合評価落札方式運用ガイドライン概要



プロポーザル方式及び総合評価落札方式運用ガイドライン概要

技術提案の簡素化、比率の考え方

- ・技術提案の簡素化、ヒアリング実施の限定化等による業務負荷の軽減について検討
- ・価格点と技術点の比率(1:1～1:3)について業務内容に応じた明確な採用方針を検討

技術提案の内容(評価テーマ)と技術評価点の比率(重要性)の整合性を図ることにより、手続きの明確化を図る。

1) 技術提案の簡素化(比率の考え方) (暫定版)

	比率	技術提案
標準型	1:2～3	実施方針+評価テーマ(2つ)
簡易型	1:1～2	実施方針のみ

(本格版)

	比率	技術提案
標準型	1:3	実施方針+評価テーマ(2つ以上)
	1:2	実施方針+評価テーマ(1つ)
簡易型	1:1 業務の難易度に応じて1:2も使用可	実施方針のみ

2) ヒアリング実施について

→ 技術提案(実施方針、評価テーマ)の評価については書面ばかりでなくヒアリングが重要な評価事項となっていることから、H21以降もヒアリングは「当面実施」するものとする。

プロポーザル方式及び総合評価落札方式運用ガイドライン概要

調達方式		選定・指名段階の技術評価		特定・入札段階の技術評価		技術提案の内容	ヒアリングの実施	価格点：技術点の設定							
A 現 行	プロポーザル方式 (総合評価型) の評価項目	(標準イメージ)		3～5者 を選定	A	(標準例) 技術者の 資格・実績等	技術者の 成績・表彰	実施方針	特定テーマ	実施方針 および 特定テーマ	実施	-			
	プロポーザル方式 (技術者評価型) の評価項目	A		3～5者 を選定	A	技術者の資格・実績等		技術者の 成績・表彰	実施方針	実施方針 のみ	実施	-			
		成績重視	成績重視												
B 今 後	プロポーザル方式 の評価項目			3～5者 以上を 選定	B	(総合評価型) 25% 75% 技術者の 資格・実績等		技術者の 成績・表彰	実施方針	特定テーマ	実施方針 および 特定テーマ	実施	-		
	総合評価 落札方式 (標準型) の評価項目	(配点イメージ)		原則、 10者以上 を指名	B	(技術者評価型) 50% 50% 技術者の資格・実績等		技術者の 成績・表彰	実施方針	実施方針 のみ					
	総合評価 落札方式 (簡易型) の評価項目	B	企業の 資格・実績等	企業の 成績・表彰	技術者の 資格・実績等	技術者の 成績・表彰	(1：3の配点イメージ) 25% 75% 価格点		技術者の 資格・実績等	技術者の 成績・表彰	実施方針	評価テーマ	実施方針 および 評価テーマ	実施	1：3 ～ 1：2
							(1：2の配点イメージ) 33% 67% 価格点		技術者の 資格・実績等	技術者の 成績・表彰	実施方針	評価テーマ			
		10～15%	25～35%	15～20%	35～45%			7.5～15%	18～25.5%	15～30%	37～52%				
				原則、 10者以上 を指名	B	(1：1の配点イメージ) 50% 50% 価格点		技術者の 資格・実績等	技術者の 成績・表彰	実施方針	実施方針 のみ	実施	1：1 業務の難易 度に応じて 1：2も使用可		
								12.5～25%	25%～37.5%	50%					

業務の難易
度に応じて
1:2も使用可

管理技術者の資格要件の具体化

管理技術者の資格要件の具体化

主要3業務においては評価を行う具体的な資格要件を明示することにより、評価の透明性を図る。

主要3業務における具体的な資格要件

業務区分	必須資格	必要に応じて適用する資格等
土木コンサルタント	技術士(業務内容に応じた部門を明示)、RCCM	博士(工学) (博士の設定は、研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務の場合に限る。)
測量	(測量業務は測量法により測量士資格を必須としているため、選定時及び特定・入札時の評価項目としない。)	
地質調査	技術士(業務内容に応じた部門を明示)、RCCM、地質調査技士	博士(工学・理学・学術) (博士の設定は、研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務の場合に限る。)

参加要件・地域要件・地域貢献度・地域精通度の設定

プロポーザル方式

原則として地域要件を設定しない。地域貢献度は評価しない。地域精通度は技術者評価(選定、特定段階)及び実施方針(特定段階)の中で実施する。

総合評価落札方式

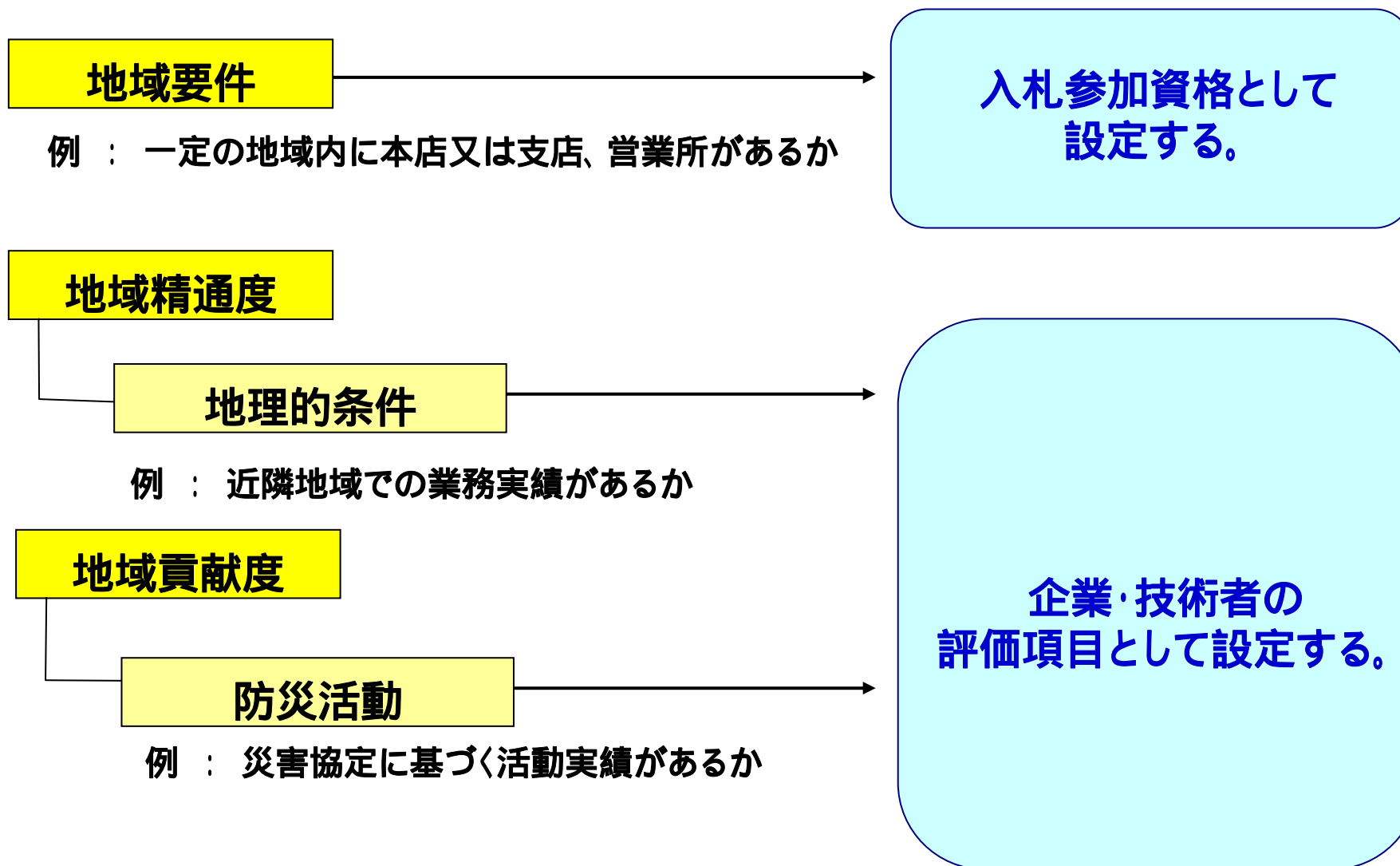
業務実施可能者数を勘案した上で、必要に応じて地域要件を設定する。地域貢献度は災害協定等の締結状況を勘案して、必要に応じて企業の評価(選定段階のみ)の指標とする。地域精通度は技術者評価(選定、入札段階)の指標とする。

	地域要件 (本支店の有無)	地域貢献度 (管内での災害協定に 基づく活動実績) (企業評価)	地域精通度 (管内・周辺での受注 実績) (技術者評価)
プロポーザル方式	×	×	○ (選定時、特定時)
総合評価落札方式	○ (可能者数を勘案)	○ (指名時)	○ (指名時、入札時)
価格競争方式 (簡易公募)	○ (可能者数を勘案)	○ (指名時)	○ (指名時)
指名競争入札	◎	◎ (指名時)	◎ (指名時)

- : 必要に応じて設定する項目
- : 原則として設定する項目
- × : 原則として設定しない項目

参加要件・地域要件・地域貢献度・地域精通度の設定

（参考）地域要件、地域精通度、地域貢献度の種類



評価結果の公表

様式 - 1

入札調書(総合評価落札方式)

予定価格	15,000,000	(消費税抜き)
調査基準価格	11,000,000	(消費税抜き)
価格点の満点	20点	

1. 件名
1. 所属事務所
1. 入札日時

〇〇橋詳細設計業務
〇〇河川国道事務所
平成21年〇月〇日 〇時〇分

執行員

立会人

印

印

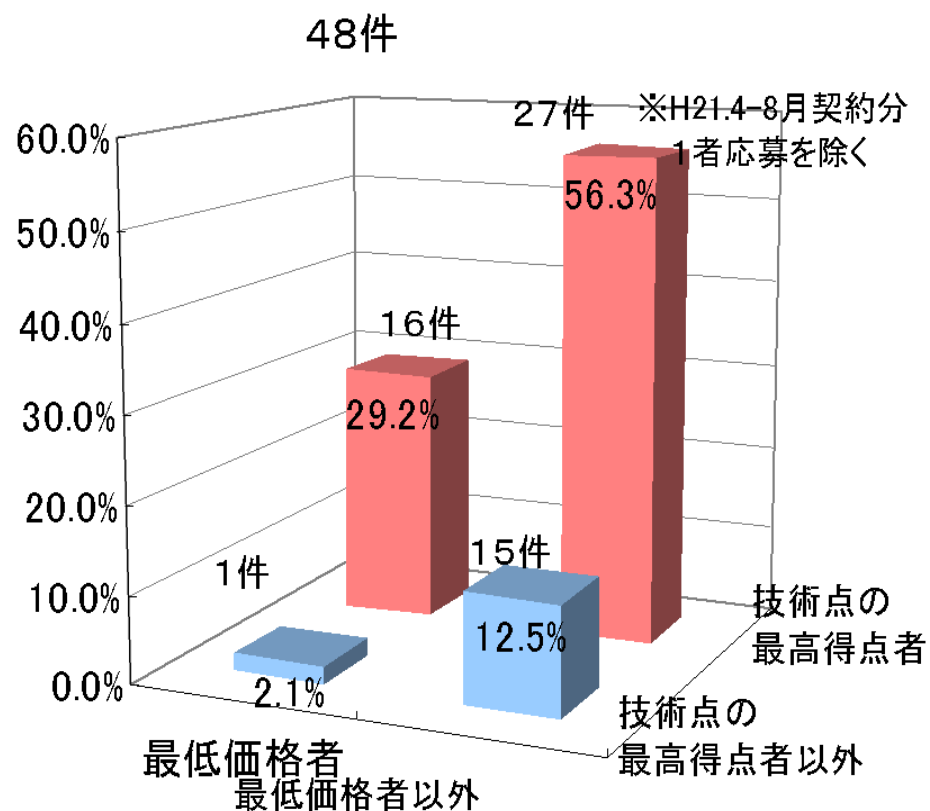
業 者 名	技術点の内訳				技術点 合計(A) (60点満点)	第1回			備考	摘要
	予定技術者の 資格及び実績等	予定技術者の 成績及び表彰	実施方針	評価テーマ		入札価格	価格点(B)	評価値 (A)+(B)		
〇〇エンジニアリング(株)	5.0	10.0	10.0	10.0	35.0	11,000,000	5.3333	40.3333		
(株) 〇〇コンサルタンツ	5.0	10.0	10.0	10.0	35.0	12,500,000	3.3333	38.3333		
(株) 〇〇	5.0	10.0	15.0	5.0	35.0	10,500,000	6.0000	41.0000		低入札
〇〇コンサルタント(株)	5.0	10.0	10.0	25.0	50.0	13,500,000	2.0000	52.0000		落札
〇〇設計(株)	5.0	10.0	10.0	0.0	25.0	10,700,000	5.7333	30.7333		低入札
(株) 〇〇測量設計	5.0	10.0	5.0	0.0	20.0	10,800,000	5.6000	25.6000		低入札
〇〇(株)	5.0	10.0	10.0	5.0	30.0	18,500,000	予定価超過	-		
〇〇(株)	5.0	10.0	15.0	15.0	45.0	11,200,000	5.0666	50.0666		
(株) 〇〇〇〇	5.0	10.0	10.0	0.0	25.0	11,600,000	4.5333	29.5333		
(株) 〇〇	5.0	10.0	5.0	0.0	20.0	16,000,000	予定価超過	-		

入札金額は、入札者が見積もった契約金額の105分の100に相当する金額である。

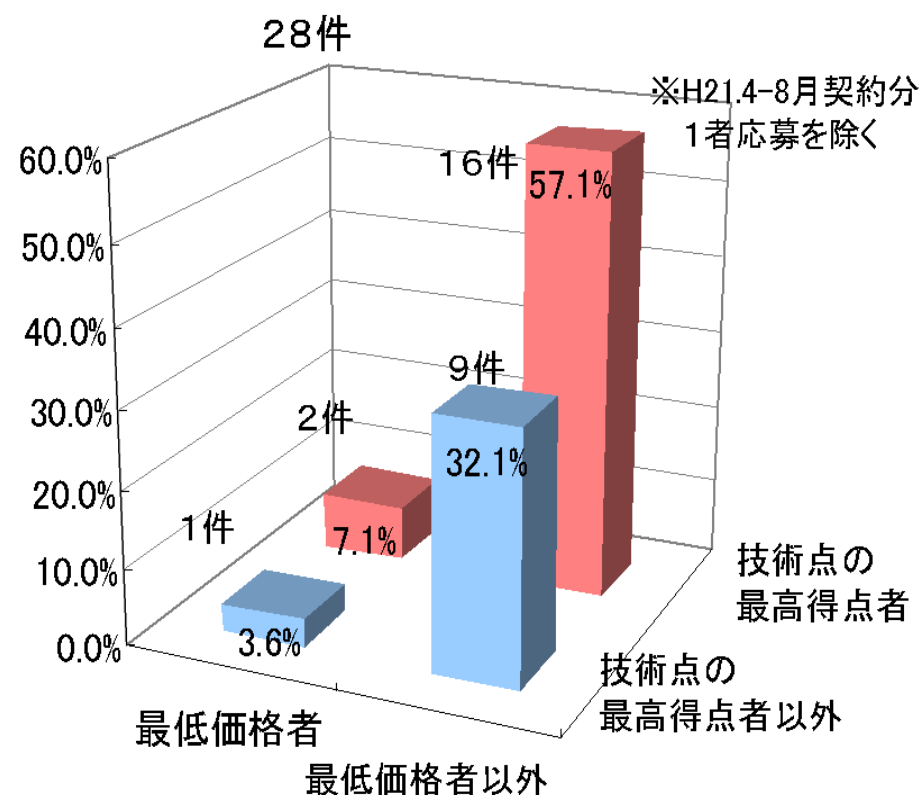
上記は入札書の記載事項と相違ないことを証明する。
平成〇年〇月〇日

北陸地方整備局業務関係総合評価落札方式の状況

落札者の内訳(標準型)



落札者の内訳(簡易型)



建設コンサルタント業務等の低入札価格調査について

対象業務と調査基準価格の設定

- 建設コンサルタント業務等で落札価格が以下に示す価格を下回った場合に適用
 - 1. 予定価格または予定調達総額が1,000万円を超える場合は調査基準価格を下回ったとき。
 - 2. 予定価格または予定調達総額が100万円を超え、1,000万円以下の場合は、下表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表から（測量業務の場合は、 から ）までに掲げる額の合計額に100分の105を乗じて得た額を下回ったとき。

業種区分				
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の3を乗じて得た額	-
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額	解析等調査業務費の額に10分の7を乗じて得た額	諸経費の額に10分の3を乗じて得た額
補償関係のコンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の5を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

複合業務の場合は、業種区分毎の合計値とする。
当該業種とは、本表の業種区分によるものとする。

更なる品質確保対策の試行

北陸地方整備局では、平成20年10月に新たな品質確保対策を試行したところであるが、依然として低入札が続いており、品質への影響が懸念されるところである。

このため、適切な品質を確保する更なる対策として、履行確認体制の強化、第三者照査の適用を拡大して試行する。

【品質確保対策の内容】

業種名	H20.10.8新たな品質確保対策	H21.5.11更なる品質確保対策
土木コンサル	・照査のある業務に第三者照査を実施	・ 全ての業務 に第三者照査を実施 ・ 全ての打ち合わせに管理技術者が立会 ・ 屋外業務時に管理技術者が現場常駐
測量	・第三者機関による検定を実施 ・点検測量は、主任技術者が立会又は自ら実施	・ 全ての業務に第三者照査を実施 ・ 全ての打ち合わせに主任技術者が立会 ・屋外業務時に 主任技術者が現場常駐 ・第三者機関による検定を実施
地質調査	・屋外調査時に主任技術者又は担当技術者を現場常	・ 全ての業務に第三者照査を実施 ・ 全ての打ち合わせに主任技術者が立会 ・屋外業務時に 主任技術者が現場常駐
補償コンサル	・照査のある業務に第三者照査を実施 ・用地測量業務の屋外業務時に主任担当者が現場常駐	・ 全ての業務に第三者照査を実施 ・ 全ての打ち合わせに主任担当者が立会 ・屋外業務時に 主任担当者が現場常駐

【測量業務の第三者機関の取り扱い】

1. 監督職員が指定する内容
第三者機関が設定している成果検定項目全て
業務計画書に明記
検定結果は、監督職員へ履行期間内に提出
2. 国土地理院に認定の登録を受けている機関
 - (社) 日本測量協会
 - (中) 日本測量機器工業会
 - (財) 日本地図センター
 - (社) 全国国土調査協会

更なる品質確保対策の試行

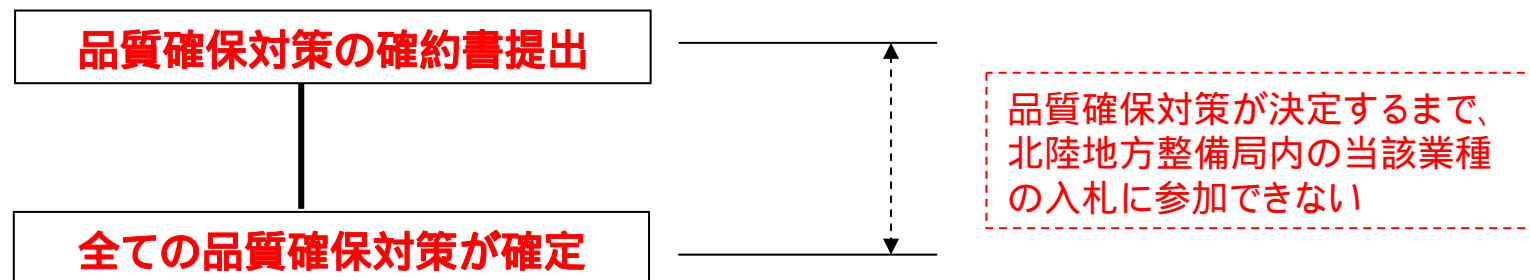
【品質確保対策の取り扱い】

契約締結後7日以内に、品質確保対策の実施を明らかにした品質確保対策計画書を提出

品質確保対策計画書が未定の場合は、業務完了報告書提出時までに実施する旨の確約書を提出

業務完了報告書提出時までに実施できなかった場合
業務成績評定点を10点減点

品質確保対策計画書の提出期限日から全ての品質確保対策の実施を明らかにした品質確保対策計画書が提出されるまでの間は、北陸地方整備局内の当該業種の他の業務の入札に参加出来ない



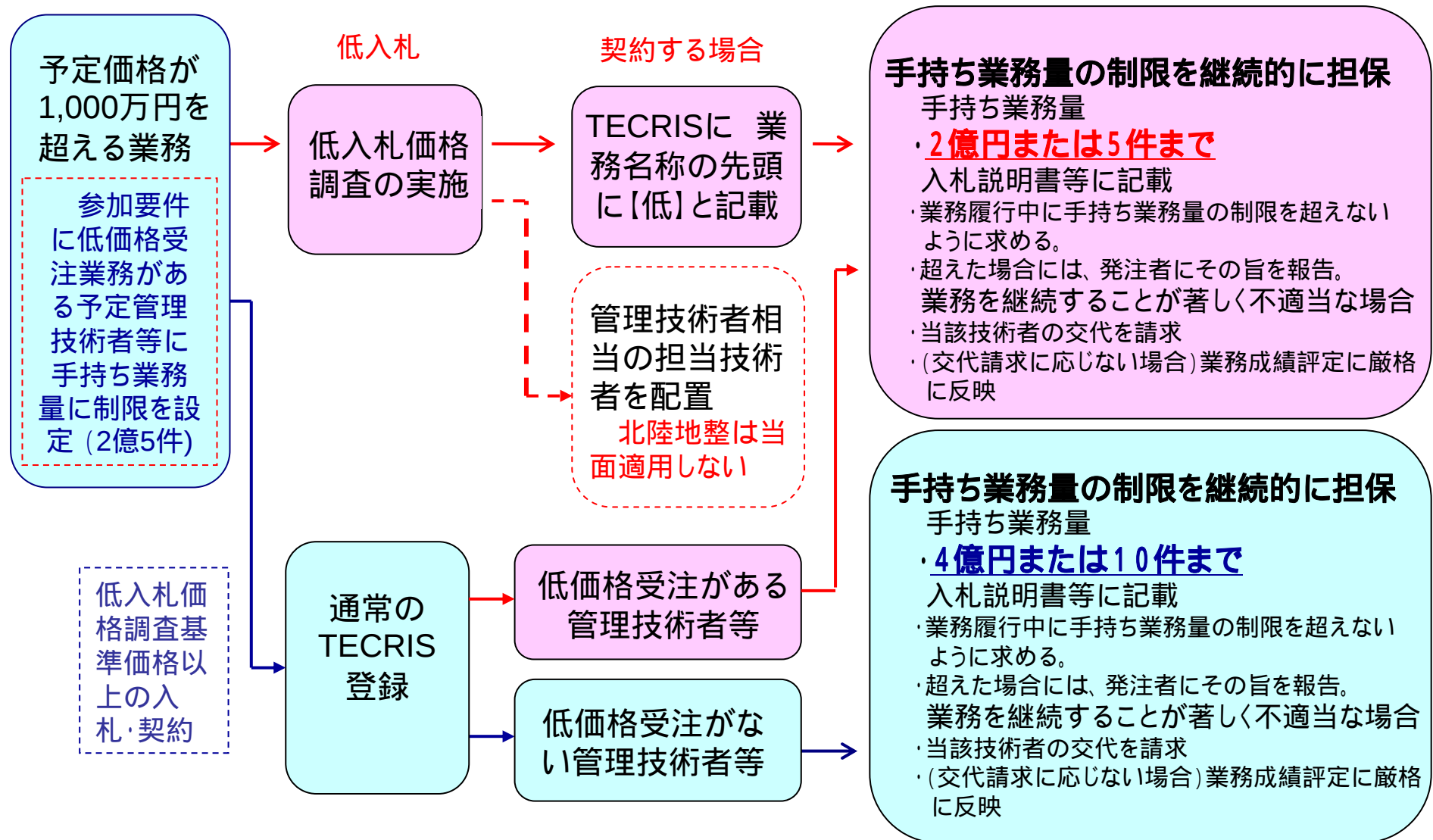
更なる品質確保対策の試行

【第三者照査の取り扱い】

1. 品質確保対策の対象となった場合は、**請負者による当該業務の照査実施後に第三者による照査を実施**する
2. 請負者は、照査に関する事項を定めた照査計画を記載した業務計画書を作成し業務完了時には**照査結果を履行期間内に報告**する。
3. 請負者は、照査結果の報告時に**第三者照査を行う者を同席**させる
4. 第三者照査を行う技術者は、**管理(主任)技術者と同等以上の能力と経験を有すること**
5. 第三者照査者の条件
 - ・当該業務請負者と**資本面・人事面において関連がないこと**。
 - ・北陸地方整備局において平成21・22年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)**参加資格の認定**を受けていること。
 - ・平成11年度以降に北陸地方整備局の**当該受注業種の受注実績**があること。
 - ・北陸地方整備局発注の前年度及び当該年度の当該受注業種において、**調査基準価格以下での受注がないこと**。
 - ・本業務の履行期間中に当該受注業種の**他の業務の第三者照査を実施していないこと**。
 - ・前年度及び当該年度の当該受注業種の業務において、**成績評定点が65点未満の業務がないこと**。

業務の低入札対策（管理技術者の手持ち業務量の制限等について）

● 手持ち業務量の制限（平成21年10月13日手続き開始業務より適用）



建設コンサルタント業務等の再委託の留意点

1. 適用範囲

- (1) 随意契約（プロポーザル方式を含む）による土木設計業務等委託契約の場合に限り、再委託の上限を規定する。
総合評価落札方式、指名競争を除く。公物管理・発注者支援業務を除く。測量業・地質調査業を除く。
- (2) 「軽微な部分」の再委託を除いた再委託額を、原則として業務委託料の3分の1以内とし、これを超える場合は理由等を確認する。
- (3) 「軽微な部分」の拡大解釈を防止するため、共通仕様書の規定を現行の例示列举から限定列举に変更する。

2. 再委託率の上限の運用

分離発注の推進や共同企業体による応募の推奨をおこなった上で内容によっては、発注者と協議し、3分の1を超える委託も可能となります。

- (1) ケース・2 明らかな「主たる部分」がなければ再委託を承諾します。
- (2) ケース3 なぜそれほど再委託が多くなるのか理由を求め、必要に応じ再委託先にもヒアリングするなど確認した上で決定します。

